

板橋区永年勤続者感謝要綱

(目的)

第1条 この要綱は、永年にわたりその職務に精励している者への感謝対象等について、必要な事項を定め、区長が感謝の意を表することによりその功労にむくいることを目的とする。

(対象)

第2条 職員（板橋区に勤務する一般職の常勤職員をいう。以下同じ。）が、次の要件の一に該当する場合は、当該要件に該当する年度の感謝の対象とする。

- (1) 各年度の9月30日（以下「基準日」という。）で勤続期間が25年以上となったとき。
- (2) 当該感謝を行う日（以下「感謝の日」という。）の属する年度の末日に定年退職するとき。

(対象除外)

第3条 前条の規定に基づき感謝の対象となった職員が、東京都及び特別区において、永年勤続者感謝要綱等により、すでに感謝されているときは、感謝の対象としない。

2 前条の規定に基づき感謝の対象になった職員が、次の各号の一に該当する場合は、次年度以降当該事由に該当しなくなった年度の感謝の対象とする。

- (1) 基準日において懲戒処分を受けた日から1年を経過していないとき。
- (2) 基準日から感謝の日の間に懲戒処分を受けたとき。
- (3) 基準日において分限処分又は結核休養により職務に従事していないとき。

3 当該年度の末日に定年退職するものが、基準日において病気休職及び結核休養により勤務していない場合は、前項第3号の規定に係わらず、当該退職の年度の感謝の対象とする。

(勤続期間)

第4条 感謝の算定の基礎となる勤続期間は、職員の退職手当に関する条例（昭和35年4月東京都板橋区条例第11号）第11条第1項から第5項の規定に基づき算定された退職手当の算定の基礎となる勤続期間と同様とする。ただし、同条第4項に規定する育児休業をした期間及び育児短時間勤務等をした期間については、在職期間から除算しない。

(記録)

第5条 この要綱により感謝状を贈呈したときは、当該職員の履歴カードにこれを記入する。

(その他)

第6条 この要綱の実施について必要な事項は、総務部長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成8年9月1日から施行する。
- 2 板橋区永年勤続者感謝要綱（昭和50年4月1日施行）及び板橋区永年勤続者感謝要綱実施細目（昭和50年4月1日施行）は廃止する。
- 3 この要綱の施行の際、既に永年勤続者感謝を受けている職員については、この改正後の板橋区永年勤続者感謝要綱に基づいて感謝されたものとみなす。

付 則

この一部改正は、平成26年9月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成29年4月1日から施行する。